

ニュースレター

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



深川経営労務事務所

福岡県福岡市博多区比恵町11-7-701
TEL : 092-409-9257 / FAX : 092-409-9258



厚生労働省より示された 労働時間を適正に把握するための ガイドライン

過重労働対策への関心が高まっていますが、そのもっとも基本となるのが労働時間の適正把握です。平成29年1月20日には厚生労働省より「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下、「新ガイドライン」という）が公開されました。今後、このガイドラインに基づき、労働基準監督署の監督指導等が行われることとなります。そこで、以下では新ガイドラインで注目すべき点を押えておきましょう。



1.新ガイドラインが出された背景

新ガイドラインは平成13年4月6日に出された通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」

（以下、「旧通達」という）を改定する形でまとめられています。今回の新ガイドラインが出された背景には、企業に対して改めて労働時間の管理をする責務があることを明らかにしたいというものがあります。

2.企業に求められる対応

新ガイドラインの大部分は旧通達の内容が維持されていますが、労働時間の把握方法については、より突っ込んだ内容が盛り込まれています。

①原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認して適正に記録すること
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

新ガイドラインでは、「パソコンの使用時間の記録」、つまり、いわゆるアクセスログ

が追加されており、これも客観的な記録となることが示されています。

②自己申告制の場合

やむを得ず自己申告制により労働時間の把握を行う場合には、実際に労働時間管理を行う上長に対して、この新ガイドラインの内容を説明することが求められています。これは今回、労働時間の適正な自己申告を担保するために、新しく追加された内容です。

この他に、自己申告により把握した労働時間が、実際の労働時間と合致しているかを確認し、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすることが求められています。最近では、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータが存在していることが多くありますが、そのような場合で、自己申告により把握した労働時間と、これらのデータで把握できる事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を行い、所要の労働時間の補正をすることとしています。

現在、36協定に上限時間を設けるといった検討も政府で行われており、企業はより一層の過重労働対策が求められています。この新ガイドラインの内容を理解し、労働時間の取扱いや労働時間の把握について問題となるようなことがないかを、見直しておきましょう。



雇止めの際に、予告が必要な 有期契約労働者の範囲

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。



社労士

当社では3月末にパート従業員の契約更新を行っているのですが、昨日までに契約更新の面談を実施し、4月以降の労働条件通知書を交付して一段落しました。今後、無期転換も始まりますので、勤務態度に問題がある者等に対して指導も行いました。



総務部長

一人ひとり面談を行い、しっかり指導をされているんですね。

はい。そこで質問があるのですが、今後、契約更新を行わず、雇止めをするようなケースが出てきた場合、会社としてどのような対応が必要になるのでしょうか？



貴社のパート従業員のように期間の定めのある者の契約更新等に関しては、厚生労働省より「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」が出されています。その中で、雇止めの予告として、契約更新をしない場合には、少なくとも契約期間が満了する日の30日前までに、その予告をしなければならないと示しています。ただし、この予告の対象は、雇用契約が3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている者に限られています。



なるほど。例えば満了する日が3月31日であれば、少なくとも3月1日には予告が必要だということですね。



そうなりますね。基準では30日前までとされていますが、雇止めの予告を受ける従業員のことを考えると、多少早めに雇止めの予告をすることが望まれますね。



確かにそうですね。今後、契約更新を行う中で、勤務態度に問題があり改善の見込みがないような従業員については、面談および労働条件通知書を交付する時点で、これから結ぶ雇用契約を最後として、次の契約更新をしないという対応を考えています。このような従業員に対しても30日前までの雇止めの予告が必要なのでしょうか？



そのような場合は、改めて雇止めの予告を行う必要はありません。雇用契約を締結する段階から、契約更新をしない旨が明示されている場合は、雇止めの予告の対象外となっています。



あらかじめ雇止めをする旨が明示していれば不要ということですね。今後の運用の参考にします。ありがとうございました。



【ワンポイントアドバイス】

1. 有期労働契約を更新しない場合、少なくとも契約の期間が満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。
2. この予告の対象は、有期労働契約が3回以上更新されているか、1年を超えて継続して雇用されている者に限られ、あらかじめ当該契約を更新しない旨が明示されている者を除く。



協会けんぽの健康保険料率・ 介護保険料率の見直し

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）から見直しが行われることになっています。健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きとなり、介護保険料率は引上げ（全国一律）となりました。料率を確認し、徴収のタイミングの間違いや料率の変更漏れがないようにしましょう。



1.平成29年3月分からの 協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更されています。平成29年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.47%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.69%となっており、佐賀県と新潟県の保険料は0.78%の開きがあります。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように、緩和措置が行われた上での保険料率となっていますが、平成29年度からその緩和措置が緩くなったため、これまでよりもさらに格差が広がっています。

2.引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成29年3月分からは、全国一律で1.58%から1.65%への引上げとなりました。

3.任意継続被保険者の標準報酬月額

健康保険の資格を喪失した後も、手続きをすることでこれまで加入していた健康保険に任意で継続加入することができる制度があります（任意継続被保険者）。任意継続被保険者は、①資格を喪失したときの標準報酬月額、②前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日時点におけるすべての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額、のいずれか少ない額が標準報酬月額となります。この②の額について、平成29年度は28万円となることが決定しました。

平成29年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.22%	東京都	9.91%	滋賀県	9.92%	香川県	10.24%
青森県	9.96%	神奈川県	9.93%	京都府	9.99%	愛媛県	10.11%
岩手県	9.82%	新潟県	9.69%	大阪府	10.13%	高知県	10.18%
宮城県	9.97%	富山県	9.80%	兵庫県	10.06%	福岡県	10.19%
秋田県	10.16%	石川県	10.02%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.47%
山形県	9.99%	福井県	9.99%	和歌山県	10.06%	長崎県	10.22%
福島県	9.85%	山梨県	10.04%	鳥取県	9.99%	熊本県	10.14%
茨城県	9.89%	長野県	9.76%	島根県	10.10%	大分県	10.17%
栃木県	9.94%	岐阜県	9.95%	岡山県	10.15%	宮崎県	9.97%
群馬県	9.93%	静岡県	9.81%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.13%
埼玉県	9.87%	愛知県	9.92%	山口県	10.11%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.89%	三重県	9.92%	徳島県	10.18%		



「勤務間インターバル制度」の導入を支援する助成金制度

過重労働対策として、勤務間インターバル制度が注目を浴びています。この制度の目的は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定の休息時間を設定することで、労働者の睡眠時間を確保し、健康障害を防止することとなっています。今回、この勤務間インターバル制度の導入を後押しする職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）が創設されました。



1. 支給対象となる事業主

この助成金は、労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成するものです。支給の対象となる事業主は、以下の①および②のいずれにも該当する必要があります。

- ①労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ②下表のいずれかに該当する中小企業事業主であること（ア、イのいずれかに該当していること）

業種	ア 常時雇用する労働者	イ 資本金・出資金
小売業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他	300人以下	3億円以下

2. 支給対象となる取組

この助成金には、成果目標が設けられており、すべての対象事業場において、休息時間が9時間以上の勤務間インターバル（※1）を導入する必要があります。また事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする必要があります。

この助成金は、事前に事業実施計画を作成し、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の承認を受けておく必要があります。またこの事業実施承認申請は平成29年12月15日までとなっています。承認を受ける前に企業で取組を行った場合、この助成金の支給対象とはなりません。この他、さまざまな要件がありますので、活用にあたっては事前に確認しておきましょう。

この成果目標への取組としては、次のようなものが挙げられます。

- ◆労務管理担当者に対する研修
- ◆労働者に対する研修、周知・啓発
- ◆外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- ◆就業規則・労使協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）
- ◆労務管理用ソフトウェア・機器の導入・更新等

※1 新規に導入する場合以外にも支給されるケースがあります。

3. 支給額

支給額は、2. の取組に要した経費のうち、謝金、旅費、会議費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費および委託費を助成対象の経費とし、その合計額に補助率（4分の3）を乗じた額（※2）となります。

※2 以下の上限額が設けられています。また、新規に導入する以外の場合はこの上限額が異なります。

- ①休息時間数が9時間以上11時間未満の制度を新規に導入した場合 40万円
- ②休息時間数が11時間以上の制度を新規に導入した場合 50万円



増加傾向にある学歴別初任給



新年度の始まりである4月は、新入社員が加わる時期でもあります。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

学歴によっては過去最高に

厚生労働省の調査結果（※）から、平成28年の初任給を産業大分類別にまとめると、下表のとおりです。産業計をみると、男女ともすべての学歴で28年の初任給が前年より増加しました。直近3年間の金額では、女性の大学院修士課程修了が27年に減少した以外は、

増加が続いています。なお厚生労働省によると、男女計の大学卒、高専・短大卒、高校卒の初任給は、28年に過去最高になったということです。

新卒人材の採用が難しくなっており、初任給を高くする企業が増えていることを伺わせる結果となりました。今年はどうのような結果になるのでしょうか。

平成28年産業、性、学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（28年）	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
産業計（27年）	228.5	202.0	175.6	160.9	228.5	204.5	177.3	163.4	228.5	198.8	174.6	156.2
産業計（26年）	228.3	200.4	174.1	158.8	227.7	202.9	176.1	161.3	230.7	197.2	172.8	154.2
鉱業、採石業、砂利採取業	250.3	223.2	169.5	169.5	249.8	227.8	169.5	170.1	252.5	212.5	-	162.5
建設業	235.1	210.2	184.8	170.3	235.2	213.2	187.0	170.6	234.2	202.5	179.3	163.2
製造業	229.5	202.0	176.8	161.4	229.4	203.3	179.6	162.6	229.8	198.7	171.5	158.4
電気・ガス・熱供給・水道業	223.9	200.9	179.4	161.9	223.6	200.7	179.6	161.9	227.1	201.4	178.3	162.1
情報通信業	238.4	212.0	189.3	168.7	238.3	212.5	187.8	172.4	238.6	210.9	194.4	161.5
運輸業、郵便業	210.2	192.8	168.0	161.2	209.7	198.1	174.1	162.6	213.4	185.2	157.6	154.6
卸売業、小売業	235.6	203.8	173.3	161.7	235.5	205.6	174.3	166.0	236.2	201.3	172.1	158.4
金融業、保険業	233.5	202.7	174.4	150.6	234.4	208.3	197.3	151.1	232.1	198.0	172.2	150.6
不動産業、物品賃貸業	226.6	210.8	182.2	164.2	231.5	214.9	185.4	167.7	219.0	204.8	179.9	161.0
学術研究、専門・技術サービス業	229.2	204.2	185.3	162.9	229.2	204.2	192.1	162.6	229.4	204.1	174.2	163.8
宿泊業、飲食サービス業	196.1	191.7	167.4	159.2	161.8	194.1	168.6	163.8	197.6	190.4	166.7	156.7
生活関連サービス業、娯楽業	212.6	204.8	172.5	165.1	234.9	209.6	173.1	166.3	204.2	201.2	172.2	164.7
教育、学習支援業	235.4	200.6	175.9	157.6	235.9	203.2	179.4	160.2	234.3	199.1	175.6	156.4
医療、福祉	212.8	196.7	179.2	151.5	228.1	196.7	184.1	148.2	207.6	196.8	178.2	152.9
複合サービス事業	192.3	179.0	159.7	148.0	192.1	179.5	157.9	149.5	193.0	178.2	161.1	146.9
サービス業（他に分類されないもの）	220.0	203.6	173.8	161.0	218.3	202.8	178.4	162.6	223.0	205.0	163.5	156.8

厚生労働省「賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した事業所で、初任給が確定している事業所（15,308事業所）の結果を取りまとめた調査です。詳細は次のURLのページから確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/16/index.html>



FinTechを知っている人の割合



近年、FinTech（フィンテック）という言葉を目にする機会が増えてきています。総務省によれば、FinTechとは、Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語であり、情報通信技術を活用した革新的な金融サービスをいいます。ここではFinTechの概要や認知度などをご紹介します。

FinTechの主なサービス

総務省「平成28年版情報通信白書」（※）によると、FinTechには大きく分けて以下のようなサービスがあるとされています。

- ◆スマートフォンやタブレットなどを使った送金・決済サービス
- ◆資産管理や帳簿作成支援などの資産管理サービス
- ◆インターネットを通じて融資審査を受けることができる等の融資・調達サービス
- ◆ブロックチェーン等分散処理技術を利用した仮想通貨等のサービス

認知度は30代が最高に

次に同白書から、FinTechの主なサービス別に認知度や利用意向などをまとめると、下表のようになります。

サービス別に全体の平均をみると、認知度、利用意向、利用率のいずれも決済・送金サービスが最も高くなりました。年代別にみると、認知度と利用意向は30代が最も高く、利用率では20代と30代が高くなっています。

今後、FinTechは法整備が進められるなかで、普及していくことが予想されます。企業にとっても、資金調達やサービスの拡充などに活用できる可能性もあります。興味をお持ちの方は、活用方法を検討されてはいかがでしょうか。

FinTech各サービスの年代別認知度等（％）

	認知度			利用意向			利用率		
	決済・送金サービス	個人向け資産管理サービス	融資審査を受けることができるサービス	決済・送金サービス	個人向け資産管理サービス	融資審査を受けることができるサービス	決済・送金サービス	個人向け資産管理サービス	融資審査を受けることができるサービス
全体加重平均	73.0	58.2	53.3	46.7	31.4	24.9	30.0	9.8	6.1
20代	73.5	58.5	53.5	54.0	45.0	34.5	35.0	19.5	12.5
30代	77.0	63.0	58.0	59.0	45.5	37.5	40.0	17.5	9.0
40代	75.0	60.5	57.0	50.0	31.5	26.0	33.0	8.0	5.5
50代	73.0	54.0	54.0	42.5	22.0	20.0	25.0	4.0	3.5
60代	67.0	55.0	44.5	31.0	17.0	10.0	19.0	3.0	2.0

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

ここで紹介したデータは、白書134～136ページ掲載の「IoT時代における新たなICTへの各国ユーザーの意識の分析等に関する調査研究」のアンケート調査によるものです。各年代の回答者数は200人となっています。調査内容やFinTechの各サービスの詳細などは次のURLのページから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2017年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 社会保険料の見直し

4. 労働者名簿の調製

5. 新入社員のオリエンテーション

6. 暖房器具等の清掃、格納

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成29年は4月17日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の見直し

平成29年度の雇用保険料率は平成28年度より1/1,000ずつ引下げられ、以下のとおりとなる予定です。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の9	1000分の6	1000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1000分の11	1000分の7	1000分の4
建設の事業	1000分の12	1000分の8	1000分の4

健康保険料率、介護保険料率も3月分（4月納付分）から見直されます。国民年金保険料は4月より引上げられ月額16,490円となります。

4. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

5. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書

6. 暖房器具等の清掃、格納

暖かくなるにつれて不要となる暖房器具等は、清掃をした上で格納します。不良箇所は後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	土	先勝	
2	日	友引	
3	月	先負	
4	火	仏滅	清明
5	水	大安	
6	木	赤口	
7	金	先勝	
8	土	友引	
9	日	先負	
10	月	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	大安	
12	水	赤口	
13	木	先勝	
14	金	友引	
15	土	先負	
16	日	仏滅	
17	月	大安	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
18	火	赤口	
19	水	先勝	
20	木	友引	穀雨 ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
21	金	先負	
22	土	仏滅	
23	日	大安	
24	月	赤口	
25	火	先勝	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	昭和の日
30	日	友引	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月1日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告